

平成 28 年度第 2 回新潟市障がい者施策審議会 会議議事録【確定】

○日 時：平成 28 年 11 月 17 日（木）午後 1 時 00 分～3 時 00 分

○会 場：白山会館 2 階 胡蝶の間

○出席者

- ・ 委 員：松永委員、柳委員、熊倉会長代理、柏委員、丸山委員、佐藤委員、片桐委員、宇治委員、本間委員、多賀委員、島崎会長、布施委員、上路委員 計 13 名（欠席委員：熊谷委員、高岡委員 計 2 名）
- ・ オブザーバー：広岡新潟市障がい者地域自立支援協議会会長
- ・ 関係課：児童相談所、こころの健康センター、各区健康福祉課、学校支援課
- ・ 事務局：障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員 5 名

○傍聴者：2 名

1. 閉 会

（司 会）

ただいまから平成 28 年度第 2 回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

私、本日の進行を務めます障がい福祉課の大倉でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議ですが、議事録を作成いたしますので、テープ録音をご了承くださいますようお願いいたします。また、委員の皆様のご発言の際には、職員がマイクをお持ちしますので、挙手をしてご発言をお願いいたします。

続いて、資料の確認をお願いいたします。まず、事前にお送りしたものといたしまして、本日の次第、それから資料の番号が振ってありますが、資料 1、資料 2。参考資料ということで番号を振ってありますが、参考資料 1、参考資料 2、参考資料 3、参考資料 4、参考資料 5、参考資料 6、事前送付資料に対する意見提出書という紙がさらにありました。また、本日お配りしたものといたしまして、参考資料 7、それから出席者の名簿、座席表、新潟市障がい者施策審議会に対する意見についてという提出用紙、こちらをお配りしました。さらに本日委員の方からご提供いただきました資料といたしまして、柳委員から、このカラーのチラシが 1 種類、それから熊倉委員からの提供資料として、白色のはっきりした紙に印刷された 5 枚の紙、これが 1 セット熊倉委員から提出されております。以上になりますけれども、お手元にお揃いでし

ようか。

次に、本日の委員の出席状況です。委員 15 名のうち、熊谷委員、高岡委員から欠席の連絡をいただいておりますが、13 名の委員の方々が出席されておりますので、過半数を超えておりますので、この審議会は成立しているということをご報告させていただきます。

また、今回もオブザーバーといたしまして、新潟市障がい者地域自立支援協議会の広岡会長に参加いただいております。この広岡会長の参加につきましては、審議会条例の規定において「審議会が必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聞くことができる」と定められていることによるものでございます。この新潟市障がい者自立支援協議会の広岡会長につきましては、今年度から山賀前会長から交代されて就任されたということでございます。

広岡様、今回が初めての参加ということになりますので、簡単に一言ごあいさつをお願いいたします。

(地域自立支援協議会：広岡)

皆さん、こんにちは。以前より東区の自立支援協議会の会長はやっていたのですが、この度、前会長の山賀会長の後任といたしまして、新潟市自立支援協議会の会長を務めさせていただきます広岡優次です。私どももいろいろな事業等をやっておりますので、これからもこの施策審議会ですべての勉強をさせていただければと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。では、今日はよろしくお願ひいたします。

(司 会)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に移らせていただきます。これからにつきましては、島崎審議会会長に進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

2. 議 事

(島崎会長)

それでは、事前にお送りいたしました次第にしたがいまして、議事を進めさせていただきますと思ひます。

まず、今日の時間配分ですけれども、次第にありますとおり、議事は一つでございます。議事につきましては、まず(1)から(4)までを事務局から一括して説明していただきまして、質疑応答と併せて大体 25 分くらいを予定しております。次に、(5)から(8)を一つの括りとして、同様に事務局から説明していただき質疑をするということで 40 分程度、それから、このころの健康センターの(1)から(3)につきまして、一つの括りとして 25 分程度を予定しております。続いて、3 の報告事項につきましては大体 25 分程度を予定しております。終了時

刻は15時となっております。積極的なご意見をいただきつつ、終了時間について皆様からご協力をお願いしたいと存じます。

○第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画の進捗状況について（平成28年度の主な事業）
（島崎会長）

それでは、さっそく議事の「第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画の進捗状況について」の審議をしたいと思います。審議会の目的は、障がいのある人に関する施策の実施状況の監視ということが大きな目的の一つとなっております。委員の皆様からは、進捗状況、実施状況について監視をいただくとすると少し言葉がきついような感じがいたしますけれども、現状を把握し、課題解決に向けて施策の提案をする。あるいはアイデア等をお出しいただく。そして審議会、事務局が一体となって、障がい者に関する施策の向上に向けて取り組んでいきたいということだと共通理解をさせていただければと思います。そのようなことで議事を進めさせていただきたいと思います。事前に資料をお読みいただいていると思いますが、事務局から簡単に説明をお願いいたします。

（事務局：田中）

皆さん、こんにちは。障がい福祉課長の田中でございます。今日は雨の中、またお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私からご説明させていただきます。少し時間がかかりますので、座ってご説明させていただきます。

それでは、皆様の手元に配布しています資料1の1ページをご覧くださいと思います。障がい者計画及び障がい福祉計画の進捗状況の1の(1)「共生のまちづくり条例関連事業」の進捗状況についてご説明いたします。事業の概要といたしましては、周知啓発用のパンフレットの作成や、障がいを理由とした差別解消に向けた協議提案を行う条例推進会議を開催し、条例や障がいに対する理解を深める取組みを行うものとしております。

平成28年度の進捗状況でございますが、周知啓発・研修会等の開催実績については、前回の審議会で8月時点の状況をご報告いたしましたけれども、10月現在といたしましては約100回開催して実施しております。内訳につきましては、お手元に配布してあります参考資料1をご覧ください。市職員向けとしては、所属長研修や新任職員研修、主任保育士研修、中学校教頭会など、合計33回行っています。障がい当事者団体・支援団体等を対象にした研修といたしましては、江南特別支援学校の保護者説明会や民生委員障がい者福祉部会研修会、柏委員が所属されております温もりの会の研修など、合計20回開催してございます。福祉事業所等につきましては14回、その他としては、各区の自立支援協議会や中学校での周知啓発、市社会福祉協議会の職員研修など、合計37回開催してございます。

また、チラシの配布などにつきましては、4月2日の街頭キャンペーンや健康福祉まつり、

まちなか障がいフェス、これは12月4日に予定しておりますけれども、こうした今後の予定のものも含めて合計10回行っております。

続きまして参考資料2をご覧ください。こちらは、東地区公民館主催の条例の講演会のチラシでございます。市民の皆様には、さまざまな機会による取組みが重要だと考えておりますので、そういった意味で簡単ですがご紹介させていただきました。

資料1に戻りますが、「事業者向け対応指針パンフレット」についてでございます。お手数ですが、参考資料3を使ってご説明いたしますので参考資料3をよろしくお願いたします。新潟市の条例では、合理的配慮に関して障害者差別解消法を上回る規定を設けておりまして、国の対応指針で対応できないことから、市独自の対応指針を作成いたしました。こちらのパンフレットにつきましては、2万部作成し、今後公共機関や民間事業者の皆様に向けて順次発送などをする予定としております。

内容といたしましては、まず2ページ目を見ていただくと、2ページ目の4段落目でございますが、この対応指針は、条例の規定に基づき、新潟市の事業者向けに、障がいのある人に対し不利益な取扱いをしないこと、また必要かつ合理的な変更及び調整を行うために必要な考え方を掲載したものでございまして、4ページからにつきましては不利益な取扱いに関する説明ですとか、5ページでは正当な理由の判断の視点、6ページでは不利益な取扱いの具体例を記載してございます。7ページからにつきましては、合理的配慮の不提供の説明、8ページには合理的配慮の考え方、10ページでは過重な負担の考え方、11ページ以降で合理的配慮の具体例を記載してございます。詳しい内容については後ほど見ていただきたいと思いますけれども、この対応指針パンフレットにつきましては、作成の過程で皆様からさまざまなご意見をいただき、誠にありがとうございました。

皆様からいただいた主なご意見といたしましては、このパンフレット4ページ目の上のほうで「法的義務として禁止」と赤字で記載している部分がございますけれども、これにつきまして、原案では「法的義務で禁止」となっていたのですが、「法的義務として禁止」のほうが分かりやすいという意見がありましたので、ご意見のとおり修正させていただきました。また、下のほうに「財・サービス」という表現がありますが、そちらの表現の仕方が分かりづらいという意見がございましたので、一番下に「※」にしておりますけれども「財・サービス」の解説を追加させていただきました。

飛んで16ページ以降になりますけれども、代表的な障がい特性と対応時に配慮すべき事項についてまとめておりますけれども、特に24ページにあります発達障がいの部分につきまして、にいがた・オーティズムさんからのご提案をいただき、それに合わせて修正させていただきました。具体的な修正につきましては、上から三つ目のポチになりますけれども、当初の原案で

は「大勢の人のいるところや気温変化などの感覚刺激への敏感さで苦勞しているが、それが芸術的な才能につながることもある」という原案でございましたけれども、修正案を受けまして「大勢の人がいる所や気温の変化などによる感覚の敏感さや、痛みに対する感じにくさなどで苦勞している」と、そのほうが適切だというご提案がありましたので、ご意見のとおり修正させていただきました。それから、上から七つ目のポチのところ、その中に*がいくつかありますけれども、その三つ目の*の部分ですが、原案では「人とぶつからないように居場所を衝立などで区切る」としておりましたけれども、「使ってよいスペースを見て分かりやすくするため、衝立などで区切る」というほうがより適切であるというご提案をいただきましたので、ご意見のとおり修正させていただきました。

また、前回の審議会の中で、宇治委員から、「条例だけでなく障がいそのものの周知が大事である」というご意見もいただいておりますけれども、16ページ以降の障がい特性にかかる部分を活用しながら、障がいそのものの周知を行っていきたいと考えております。

それでは、また資料1に戻りまして、次の項目にあります「視覚障がいのある人などの代筆対応に係る照会結果と合理的配慮について」でございますけれども、度々資料が変わって恐縮なのですけれども、参考資料4をご覧ください。前回の審議会です事前紹介をしたところでございますけれども、そこでお話しもさせていただきましたが、市の窓口で代筆に関する不適切な対応がございました。それを受けまして、職員に合理的配慮の徹底を呼びかけるとともに、法令等により職員が代筆できない書類について調査し、とりまとめたものが参考資料4になっております。その結果、市にある書類のうち、職員による代筆が認められない書類は2種類でした。その2種類が網掛けの部分になっておりますが、パスポートに係る申請書類と住民監査請求に係る監査請求書でございます。パスポートにつきましては、旅券法で配偶者や旅行同伴者などが代筆可能な人として具体的に規定がありまして、職員による代筆は認められないということでございます。また、監査請求書につきましても、地方自治法施行令において自筆署名または点字とされているため、職員による代筆は認められないという結果でございます。監査請求書につきましては、現在、運用により職員による代筆が認められるかどうかというところを国に確認をとっているところでございますが、今のところはまだ回答がないという状況でございます。

では、引き続き資料の次のページをご覧ください。網掛け部分になりますけれども、今ほど説明した2種類以外でも条例等で定める様式により本人の意思確認のため自筆署名を求めていることから、例えば資金の貸付申請ですとか保証契約などにおいては、職員による代筆が認められないというご報告をいただいているところです。この件に関しましては、市役所の法制担当課に確認したところ、民法では本人の意思確認のために自筆署名を求めているということ

から、職員による代筆が可能であるということが分かりました。そこで、各所属でルールを定めた上で代筆対応するように求めているところでございます。

それでは、度々資料を変えて恐縮ですけれども、資料1をご覧ください。資料1に戻りまして、次に、差別相談件数についてでございますが、10月現在で31件でございます。その主な相談の事例は、前回の審議会でご紹介したとおりでございます。

次に、差別解消に向けた協議提案を行う条例推進会議と紛争解決機関である調整委員会につきましては、今のところ12月から1月頃の開催を予定しているところでございます。

その次の今後の課題等でございますが、市職員や福祉事業所職員に対する周知啓発・研修会を行っていますが、障がいのある人とあまり接点のない民間事業者に対する周知啓発が課題であると考えておりまして、今後、商工会議所や医師会などさまざまな立場の方が委員となっている条例推進会議などで条例に係る研修会を開催してもらえるように働きかけていきたいと考えております。

また、先ほどもご説明させていただいたとおり、先日の施策審議会で、宇治委員から、「条例の周知も大事だが、障がいや障がいのある人を知ってもらう取組みが大事ではないか。障がいや障がいのある人の理解が深まれば、条例を知らなくても自然と障がいのある人に合った適切な配慮を行うことができる」というご意見がありました。この意見を踏まえまして、今後は条例の説明会を行う際には、併せてできるだけ障がい当事者の方からご自身の障がい特性についてご講演などをしてもらい、障がいに対する理解を深めていきたいと考えております。

次に、次の項目(2)「社会福祉施設等整備費補助金」についてご説明いたします。事業の概要でございますが、入所施設待機者の解消を図り、地域生活への移行に向け各種サービスを充実させるために、施設整備について補助を行っております。

平成28年度の進捗状況につきましては、具体的には昨年度編成した補正予算の繰越分、本年度当初予算分、今年度の補正予算分を合せて、グループホーム8棟、短期入所1棟、児童発達支援1棟の合計10棟、76人分でございます。なお、このうちのグループホーム3棟については、すでに完成しております。

続きまして2ページになりますけれども、今後につきましては、10月に可決した国の経済対策に係る第2次補正予算に対応し、来年度以降の整備規模が出されているもの、具体的に言いますと防犯関係を除きまして17件ございまして、主なものとしては、グループホームの創設が5棟、短期入所の創設、これはグループホームに併設しているものも含めて5棟、生活介護等創設で2棟、就労継続支援B型の創設で2棟などがございます。その中から工事着手の前倒しが可能なもの5から6棟、概ね6棟につきましては、具体的に言いますと、現段階で主なところはグループホーム3棟、内1棟は敷地内グループホームとして、ほか、短期入所3棟くらい

で今のところは国と協議を進めていきたいと考えております。

また、今回の国の補正予算は、7月に相模原市で発生した障害者支援施設での殺傷事件を受け、防犯カメラや非常通報装置の設置、フェンスなどの外構工事なども対象となっております。これらの整備についても各事業者から募集し、現時点でのその内容としましては大体入所施設5施設、通所施設2施設ということですが、今月上旬から国と協議を開始しているところでございます。

次の項目になりますが、(3)「障がい者就業支援センター事業」でございます。事業の概要といたしましては、「新潟市障がい者就業支援センターこあサポート」を運営し、就職を希望する障がい者の相談から就職後の定着支援まで一貫した支援を実施することにより、障がいのある人が誇りを持って自立した生活を送ることができるようサポートするとともに、市内企業の障がい者雇用率の向上を図るというものでございます。

平成28年度の進捗状況といたしましては、平成28年度上半期の新規登録者数は78人で、登録者計は674人、前年同期は88人でございました。障がいの種別といたしましては、身体19パーセント、療育28パーセント、精神44パーセント、その他9パーセント。手帳ベースでございますので、発達障害の方は、療育、精神、その他のいずれかに含まれているというものでございます。平成28年度上半期の支援件数は1,643件、うち相談は924件、定着は719件、前年同期におきましては2,177件でございました。在職中の方への支援は、すべて定着に計上しております。それ以外は、相談に含まれているということでございます。

平成28年度上半期の職場実習の件数は41件、前年同期は59件でございました。平成28年度上半期の就職件数は59件、前年同期は72件でございました。就職先企業の業種を見ますと、多い順に飲食店などのサービス業が24人、特別養護老人ホームなどの医療福祉が17人、次いでスーパーなどの小売業が8人となっております。

平成25年10月からの開設になっておりますけれども、それから3年が経過し、新規登録者数の伸びが減少しているという状況でございます。新規登録者数の傾向といたしましては、比較的障がいの程度が重い方が多く、面談時間を長くしたり支援員二人で対応など、一人一人に合った支援に努めておりますけれども、一般就労にはなかなかつながらない方が増えているという現状がございます。その結果といたしまして、支援件数や職場実習件数、就職件数は昨年度と比較して減少しているという状況がございます。

それでは、次に3ページに移りまして今後の課題等でございますけれども、一つ目に、障がいの程度が重い方につきましては、一般就労以外の選択肢も示すなど、一人一人の望む生活につながるよう、適切な支援に努めてまいりたいと思っております。特に障がいの受容ができない方は、職業準備性が低く生活面にも課題があるなどといったことから、なかなか就職につな

がらないといった状況がございます。基幹相談支援センターとも連携しながら、就労移行支援や就労継続支援の利用という選択肢も本人から受け入れてもらえるよう、寄り添って支援していくような必要があると考えております。

二つ目に、就職者数の増加に伴い、定着支援の対象者が増えております。現在の体制では対応しきれなくなっているため、関係機関との連携を図り、どのように切れ目のない支援をしていくか検討する必要があると考えております。総合支援法の改正により、平成30年度から「就労定着支援」という新しいサービスが開始される見込みでございますけれども、いまだ詳細は国からは発表されていないという状況でございます。らいふあっぷや新潟障害者職業センターと調整を図りながら、また既存の就労系事業所とも連携をとりながら、定着支援に努めてまいりたいと思っております。

それでは、次の項目でございますが、(4)「農業を活用した障がい者雇用促進事業」でございます。事業の概要といたしましては、「新潟市障がい者あぐりサポートセンター」の運営ですとか、施設外就農謝礼として障がい福祉施設へ農作業を委託した農家に対する助成を行うなどし、障がいのある人の就農を促進することで地域特性を活かした職域の拡大を図るというものでございます。

平成28年度の進捗状況についてですが、9月末現在の施設外就農実施状況は、農家43軒と福祉施設28件が委託契約をし、延べ1,136日の農作業を行いました。農家と福祉施設の組み合わせとしては55組となります。平成27年度の延べ日数は972日であったことから、2倍程度の日数が見込まれており、障がいのある方が農業の戦力になるという理解が着実に広がっていると考えております。依頼のある農家の作付け品目を見ますと、豆、イモ、根菜、葉物といった露地野菜のほか、ブドウや梨といった果樹に関する作業の依頼が多く、米は作業が機械化されているためか依頼が少ないという傾向がございます。

また、12次産業化の推進を図るため、先進事例として、愛媛県で自然農法を行い障がいのある人の就農を実践している佐伯康人さんを講師に迎えまして、「農福連携セミナー」を1月に開催する予定としております。無農薬栽培だけでなく、作物の2次加工や販売も含めて障がいのある人の仕事を見出しているという事例についてかかわっている方でございます。

今後の課題等につきましては、施設外就農を実施した農家からは農繁期にはとても助かるという声もいただいておりますけれども、一方では雇用は難しいという声もあります。冬場の仕事がない、公共交通機関で通勤できないなど、簡単に解決できない課題があるという状況でございます。施設外就農謝礼は、1農家につき2年を限度としております。2年経過後、農家が雇用してくれるかどうか、または雇用に結び付かなくても市の助成なしに福祉施設への委託を継続してくれるかどうか、これから結果が見えてくるものと思っております。

一方で、売り物になりにくいB級品の農作物を、福祉施設が加工・販売することで12次産業化の推進を図ろうと、モデルケースの取組みを進めております。軌道に乗れば、福祉施設利用者の工賃向上と農家の収益向上が期待されるところでございます。具体例といたしましては、サツマイモを干し芋にしたり、大豆を納豆にしたり粉末にしたり加工品にしたりとか、あるいはイチゴを乾燥してお菓子に使ったりとか、そういった商品開発が今進んでいるという状況でございます。

事務局の説明は、ここで一旦区切らせていただきます。

(島崎会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から資料1の(1)から(4)まで、進捗状況とその課題についてご説明がありました。(1)から(4)までのところでご質問、ご意見等がございましたら、お出しただければと思います。(1)から(4)、どちらからでもよろしいです。

共生のまちづくり条例関連事業については、いかがでしょうか。

(松永委員)

視覚障がい者の代読、代筆の件ですけれども、この参考資料4でいろいろ周知していただいたようで、ありがとうございました。

最近の状況で、関係者のいろいろな方に少し聞いてみましたら、市役所、区役所等の対応がすごく良くなって、スムーズにその場で代筆等をしていただいているという話がありました。署名などのところはガイドヘルパーが署名することもあるようですけれども、基本的にはスムーズにいつているということ、市内の関係当事者何人かに問い合わせたところ、そのような話がありましたので喜んでおります。どうもありがとうございました。

(島崎会長)

ありがとうございます。具体的な資料を出していただきまして、良かったと思います。

(3)と(4)に関しましては、障がい者就労に関する取組みと課題ということでございますけれども、丸山委員、いかがでしょうか。

(丸山委員)

では、(3)、(4)について、今年度の今までの状況について簡単にご説明させていただきます。

まず(3)の就労移行支援については、私ども、発達障がいのある人の一般企業への就労支援を進めておりますが、現在、この10月末までに16名くらいの就職が決まっております。定着率が大体95パーセントくらいということで、就職された方は、ほぼそこで定着している状況だと。この3年間くらいを平均しても95パーセントくらいの定着は維持しております。

実際には、JOINさんから発達障がいの方のフィルタリングをある程度していただいて、JOINさんから発達障がいの方で一般就労が可能かなと思われる人を中心にご推薦いただいているという流れでやってきましたが、大きな変化として、近年、特に今年に入ってから新潟市外からの利用者がすごく増えていると。具体的には、三条地域、加茂、新発田、それから北の方に行って胎内、こういった地域からかなりの人が来ております。

現時点で在籍者が25名、定員20名で100分の125ということで、ほぼ満杯状態で、大体の利用者の方がウェイティングをしていると。先ほど、少し障がい福祉課の方とお話ししたら、他のところは就職させてしまうと空席ができて、なかなか経営的に厳しいのだという話も伺いましたが、私どもはそういう状態で、おかげさまで相当の人がウェイティングしていただいているという状況が続いています。ただ、市外からの人がすごく増えているということでございます。

抱えている課題としては、今のことから類推すると、新潟市地域以外での就労支援体制というものがやはり十分に整備されていないのではないかということが1点考えられると思っております。逆に、遠くから来るというのはいい面もありまして、障がいのある方がかなりの距離の通勤を身に付けることができるという逆効果があるのも事実であります。

それから、自閉症の濃度が非常に濃くて知的にもやや問題があるという利用者が、最近すごく増えております。特に昨年の後半くらいからそういう方が、本当に一般企業に受け入れていただいているのだろうか我々も少し悩んでしまうような方も、今たくさん利用されているというのも一つの変化でございます。その原因として、A型、あるいはB型、こういうものに対する、あるいは地域活動支援に対する保護者の方のある意味偏見とか、そういうようなものもお話しするとかなりありそうだと。見栄を張ってどうしても一般企業に入れたいという、そういう思いを強く持たれた方がかなり増加しているように感じられております。それは、本人にとっては決して幸せなことではなくて、身の丈に合った、その人が安定して定着していけるところをもっていけるということが理想だという考え方で我々は活動しております。そのようなことから、当初から分かっておりましたが、本人以上に親御さん、保護者の方に対するカウンセリングとか教育というものが本当に大事になってきて、親子面談を3か月に1回やりますが、そこでは、当人以上に保護者の方に対するカウンセリングをかなり強化しているというのが今の実態です。

最後の問題として、受け入れ企業側が先ほど出ておりましたけれども、なかなか、そうは言っても、非常に企業によってばらつきがあります。障がい者理解と言っても、単に障がいのある人にやさしくというのではなくて、仕事として使っていく以上、発達障がい、あるいは身体の障がいの方、精神障がいの方、知的障がいの方、いろいろいらっしゃるのですが、それぞれ

の障がい特性を理解した上でどう受け入れていくかというところまで分析されている企業というのは、非常に少ないです。そのようなことから、いろいろな問題があることも、これは事実でございます。

ただ、大きな変化を感じているのは、今年度、例えば第四銀行に2名就職させまして、今、3人目がしかかっておりますけれども、非常に大きく変わってきて、受け入れ体制、銀行内部でそういうものを本当に真剣になってつくろうという動きで、向こうのトップが私のところに訪ねて来て、私どもでやっている教育訓練の仕組みそのものを移植してくれと。銀行内部にその受け入れ体制をつくりましたと。そして、就労後も継続して訓練を続けたいと。だからそのプログラムを全部くれないかということで、私は二つ返事でOKを出しました。そのような形でお互いに情報を共有しながら、就職してからも彼らの教育訓練というものが継続できるような仕組みを前向きにチャレンジするというような、そうした企業が増えてきているのも事実だと。こういった企業に対する啓蒙というものも、今後、行政として本当に力を入れてやっていただければ大変ありがたいと私は思っております。

それから、(4)ですね。農業を活用した障がい者雇用の促進というのは、これは昨年、2名の方をこの関係に就労させ、今も継続して働いていらっしゃいます。ここは、農業と畜産業と養鶏、これをうまく併用した経営をされています。鶏を育てる、肉を育てるということに、その飼料としてのいわゆる野菜類、これを近隣の遊休地等を農家からお借りして、そこで野菜を育てる。そこに障がい者を雇用して使う。なおかつ養鶏にも使うということで2名です。私は、10名くらいの雇用まで増やしてくださいとお願いしていますが、そのためには、その前の12次化、その前の6次化という、作る、加工する、そして売るといふ、その加工から売るところへどうつなげるかということをいろいろ検討しております、その辺がうまくいくと、もう少し加工の裾野が広がるかなと期待をしている状況ですが、その昨年の2名以降は、農業関係の就労者はいません。

その辺の状況を整理してみますと、先ほども市役所の方からお話がありましたとおりで、冬の期間の雇用継続をどうするのかという基本的な問題があります。ある一定の時期だけ雇っていただいても、彼らの自立、特に経済的な自立という意味では、それは決定打にはならないわけですし、農閑期はどうするのかと、仕事がなくなってしまうと、こういう切実な問題。それも先ほどの6次化につなげる中で、解決策が唯一見いだせるのではないかと思っております。

それから、障がい種別、非常に農業系というのは、単純なようで非常に複雑で難しいです。私も、今、実際に毎日の教育訓練をする中で、大体年間で40種類くらいの野菜、果物を畑で作らせて、実際に教えています。やってみると、やはり非常に難しいですね。彼らにとっては。それでも一つ一つ身に付けていくのですが、発達障がいを持った人は動作性と理解力、知的障

がいの人は理解力、精神の人はやはり継続性の問題、あるいは身体障がいでも特に視覚や手足に障がいのある方については非常に難しい制約が出てきているとか、聴覚障がいのある方も理解というところは非常にハードルが高いだろうということで、農業というのは意外に難易度の高い仕事だということを改めて実感しているところでございます。

最後に、アクセスの問題です。農業ということになると、どうしてもアクセスが非常に悪い場所にあるということで、どうやって通うのですかという、だから近隣地域からという人は通えるでしょう。ただ、それ以外の人は、自家用車を持って自分の足で通うということができないと通勤不可能になってくるという現実の問題。そうすると、雇い入れる農家のほうで送迎ということになると、これは経済的にも負担が非常に大きくなると。そうすると非常に非現実的な話になってしまって、なかなか実りがそこには期待できないという、こういった課題を抱えているのではないかなということが、(3)、(4)をとおして、この半年間やってきた中での実態と感じているところでございます。

(島崎会長)

丸山委員、ありがとうございます。具体的な取り組みの中からお話しいただきました。

(3)の就業支援センター事業に関しての課題の中でも、保護者、あるいは本人へのカウンセリングや相談をして、その障がいを理解し雇用するということが、本人、家族の中で非常にポイントになっているというところ、そこへの支援も定着支援として必要なのではないかなというお話もあったと思います。この辺は、さまざまな支援を担当しているところと連携しながらということだと思います。また、ジョブコーチがどの程度配置されているのかということも確認していく必要があると思いました。(4)につきましては、障がい特性に応じた農福連携ということを考える必要があるのではないかなというお話がありましたし、アクセスについて物理的にどう環境整備をしていくのかというところでも、課題につながるようなご提言、お話、ご意見をいただいたと思いますので、ぜひ、今後の事業の取組みの中に反映させていただければと思います。ありがとうございます。

(1)から(4)のところ、ほかにいかがでしょうか。片桐委員はいかがですか。何かご意見、ご感想等がございましたら、いただけるとありがたいのですが。

(片桐委員)

私は、障がい者というか、本当の障がいがある人とはあまり付き合いがないのです。今おっしゃっていました農業の援助というか、そういう人が働いて手伝っているところと少し関係がありまして、いろいろ聞いたこともあるのですけれども、一つ一つ仕事を教えてやって、やってもらう。とても有意義な仕事の仕方をする子もいるし、一つの仕事に夢中になってほかの仕事ができないというような話も聞いたことがあるのですけれども、一生懸命にやってくれてい

るからとても可愛いということを知りました。そのような話くらいしか私は分かりませんが、大勢の、少しでも働ける人が農家の人たちの助けになって、これからのアグリパークでしょうか、その中で仕事をさせてもらえるなら、どんどん障がいのある人も喜びをもって働けるようなやり方になるように私は希望します。

(島崎会長)

ありがとうございます。身近なところにいらっしゃるということで、そういうことの積み重ねで障がい理解が広がっていくということにもなり、就労にもつながっていくのではないかなとお聞きしました。

ほかにはないようでしたら次に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。時間の関係もありますので、それでは、資料1の(5)「強度行動障がい者支援職員育成事業」から(6)、(7)、(8)と、事務局から一括してご説明いただき、またご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局：田中)

引き続き事務局からご説明いたします。資料1の4ページからになりますが、(5)「強度行動障がい者(児)支援職員育成事業」についてでございます。事業の概要といたしましては、施設や事業所の職員に対して専門研修への参加にかかる費用の助成を行うほか、実際の強度行動障がい者(児)を支援する現場での研修の場を設けることで、強度行動障がい者(児)を適切に支援できる事業所や職員を増やし、家族とともに安心して暮らせる環境を整えるというものでございます。

平成28年度の進捗状況といたしましては、強度行動障がいのある方に適切な支援を行うことのできる職員の人材育成を目的といたしまして、支援研修の実施及び研修の受講に対する助成を行うこととしております。

研修の概要についてご説明いたしますので、お手数ですが参考資料5を見ていただきたいと思います。強度行動障がい者(児)支援職員育成事業概要でございますけれども、その最初の1番、新潟県強度行動障害支援者養成研修につきましては、強度行動障がいのある方に適切な支援を行うことのできる職員の人材育成を目的といたしまして、県内の障がい福祉サービス事業所の職員を対象に、平成26年度より新潟県主催で開催しております。今年度は、基礎研修3回、実践研修2回のうち、基礎研修2回、実践研修1回を新潟市で、基礎研修1回、実践研修1回を上越市で開催するというところでございます。この研修を修了した市内の事業所職員に対しまして、研修の参加費及びテキスト代の助成を行います。今年度は、108人が研修を修了する予定ということでございます。

それでは、この資料の裏面をご覧いただきたいと思います。2、新潟市強度行動障がい者(児)

支援実地研修は、強度行動障がいのある方に適切な支援を行うことができる職員の人材育成を目的といたしまして、市内の障がい福祉サービス事業所職員を対象に、平成 27 年度より新潟市主催で開催しております。この研修の特徴は、強度行動障がい者（児）の支援実績を有する社会福祉法人の事業所を研修の場とし、強度行動障がい者（児）の支援を体験できるところでございます。支援を体験できるという実践的な研修内容により、支援技術の向上が期待できるものでございます。また、今年度は、施設入所、通所施設支援者向けの研修課程のほかに、新たに居宅介護、放課後等デイ支援者向け研修課程を設けております。この研修の受講料につきましては無料で、修了した職員が所属する市内の事業所に対して研修受講の助成を行います。

それでは、資料 1 に戻っていただきたいのですが、今後の課題等でございますが、強度行動障がい者（児）を支援できる障がい福祉サービス事業所及び職員を増やすために、引き続き研修の場を提供していきたいと考えております。

では、次の項目（6）「障がい者基幹相談支援センター事業」でございます。事業の概要といたしましては、障がい者及びその家族等に対する一般相談のほか、相談支援事業者等への指導や助言、研修を通じた人材育成、施設等からの地域移行促進にかかるコーディネート業務、権利擁護・虐待防止の啓発活動などの事業に加えまして、今年度 4 月からは、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に係る障がい等を理由とする差別相談対応が始まることに合わせて相談員 2 名を増員いたしまして、相談支援体制の強化を図ったところでございます。

平成 28 年度の進捗状況でございます。このポチの一つ目でございますけれども、基幹相談支援センター 4 センターにおける相談支援の件数は、4 月から 9 月までの半年間の実績でございますが 1 万 4,654 件となっております。平成 27 年度 1 年間の実績は 2 万 5,272 件でございますので、今年度の 4 月から 9 月の実績を単純に 2 倍したとすると 2 万 9,308 件に上り、平成 27 年度と比較すると 1.16 倍になる見込みでございます。

ポチの二つ目でございますが、条例施行に伴い、相談体制の強化のため、相談員をセンター全体で 2 名増員いたしました。基幹秋葉及び基幹西の相談員を 1 名ずつ増員いたしましたので、基幹秋葉と基幹西は相談員 5 人体制、そのほか基幹東と基幹中央は 4 人体制となっております。

ポチの三つ目でございますが、条例の周知啓発を目的とした研修会へ、基幹相談支援センター相談員を講師として派遣いたしました。半年間で 28 回派遣しておりますが、今後も引き続き啓発活動の一環として研修会等での講師役をお引受けしていこうと考えております。

資料の 5 ページになりますが、今後の課題についてでございます。基幹相談支援センターは、平成 26 年 10 月に区役所及び総合福祉会館内に相談窓口を開設してから 2 年が経過したところでございます。今年度半年間の月々の利用実人数から算出いたしますと、すでに相談員一人当

たり月平均 32.3 人を支援しているという計算になります。相談員一人当たりの支援者数が 30 人を超えた原因の一つと考えられるのは、いわゆる困難ケースの対応であると考えております。継続的な見守りが必要なケースもありまして、一般相談業務の割合が高くなっていると表現いたしました。継続的な見守り支援が必要なケース、つまり困難ケースは、相談支援が終結するということが非常に少ない特徴がございます。一つの課題が解決いたしましても次の課題が発生し、また本人だけではなく家族への支援も必要となったり、福祉サービスの利用につながらないケースも多く、相談支援が長期化する傾向がございます。こういった一般支援業務の割合が高くなっていることに加え、基幹相談支援センターの認知度が高まるにつれ各種会議への参加要請や研修会、勉強会の講師などの業務が増加しており、相談員の業務量の増加につながっているという現状でございます。

また、ポチの二つ目として、基幹相談支援センターに対する評価の検討を挙げました。基幹相談支援センター設置につきましては、厚生労働省が「地域生活支援事業の実施について」という通知において、「設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと」としているところでございます。基幹相談支援センターの相談者で本人、親族以外では、行政機関が 18.8 パーセントと割合が高くなっているということがございますので、まずは区役所職員、保健福祉センターのケースワーカー等にアンケートによる評価を依頼し、次年度以降の事業の改善を図っていきたいと考えております。

次の項目でございますが、(7)「放課後等デイサービス」についてでございます。事業の概要といたしましては、学校に就学している障がい児に対して、授業の終了後、または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。

平成 28 年度の進捗状況といたしましては、9 月現在、市内 40 か所において、障がいのある小中高生を対象にサービスを提供しております。平成 24 年の児童福祉法の改正に伴い制度化されて以降、年々事業所数が増加している状況の中、国は、平成 27 年 4 月に、サービス提供にあたり必要となる基本的事項について「放課後等デイサービスガイドライン」を示したほか、全国的に指摘されているサービスの質の向上について通知を発出したことから、事業所向け連絡会議を通じて周知を行いました。

また、支援員向け研修会を 6 月に開催し、28 事業所、87 名の参加者に外部講師による子どもの発達過程をテーマとした講義を行い、支援の質の向上に努めたところでございます。

今後の課題についてでございますが、サービスの質の向上や支援の適正化に向けて国が方向性を示していることから、事業所に対して連絡会議の場などで周知を図りたいと考えております。

続きまして(8)「地域生活支援拠点」でございます。事業の概要といたしましては、お手数

ですが参考資料6をご覧ください。A4横になっている資料でございます。この事業につきましては、障がい者の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据えて、障がい者が安心して地域生活を継続できる「地域生活支援拠点」の整備が求められており、新潟市におきましても、第4次障がい福祉計画で、少なくとも一つの拠点整備を目指すとしているところでございます。

平成28年度の進捗状況といたしましては、10月31日に行われました「新潟市障がい者地域自立支援協議会全体会」の場で、今皆さんに見ていただいております参考資料を用いて「地域生活支援拠点」に係る新潟市の考え方を説明したところでございます。

この資料を1枚めくっていただき、2ページ以降につきましては、平成25年に厚生労働省が開催した「障害者の地域生活の推進に関する検討会」で示されたもので、関係団体からのヒアリングにより出された地域における居住支援のニーズが7つ挙げられております。

次に、3ページになりますが、地域における居住支援に求められる機能として、国は、地域生活支援拠点の整備に求められる機能を五つに分類いたしました。一つ目は、地域移行等に関する相談を行うための「相談」機能。二つ目は、地域の居住支援という観点から、グループホームなどの「体験の機会や場」を提供する機能。三つ目は、ショートステイの利便性向上などを含めた「緊急時の受け入れ」機能。四つ目は、医療的ケアや強度行動障がいなどといった「専門性」を有する支援を行う人材育成の機能。五つ目は、さまざまな支援を提供する「地域の体制づくり」を行う機能となります。

それでは、続いて5ページをご覧ください。居住支援のための五つの機能を地域に整備していく手法として、これらの機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」や、地域において機能を分担して担う「面的整備型」が上げられます。多機能拠点整備型につきましては、グループホームに機能を集約し、指定グループホーム事業所に相談や短期入所を併設し、「グループホームの体験利用を行ったり、相談対応や緊急時には短期入所での受け入れの機能を担わせるグループホーム併設型」や、グループホームに集約せずに体験グループホームや相談緊急時の受け入れの機能を担わせる「単独型」という方法がございます。また、面的整備型につきましては、グループホームや基幹相談支援センターや相談事業所、短期入所事業所など、さまざまなサービスを提供する既存の事業所を「連携」させることにより、拠点の機能を整備するという方法でございます。

そのときの緊急時の対応の流れといたしましては、一晩、急に短期入所が必要になった場合に、「相談」機能を有する相談支援事業所に連絡すると、そこが自宅の近くの短期入所事業所をコーディネートしてくれるというイメージでございます。各事業所間のネットワークによりサービス提供を行うというものでございます。

新潟市におきましては、国から施設の整備や事業の運営に対する特別な財政措置が見込まれ

ないことや、すでに多くの障がい福祉サービスが点在している一方で、身体、知的、精神、さまざまな障がいに対して総合的に支援する必要があるなどといったことを総合的に踏まえまして、今ほどご説明した五つの機能を分担して担う面的整備型が現実的であるということと、緊急時への支援については優先的に検討していくことを、自立支援協議会の場で説明させていただきました。

それでは、資料1に戻っていただきたいのですが、資料1の今後の課題・今後の検討において配慮すべきこととして、地域生活支援拠点の機能を担う社会資源となる短期入所、相談事業所、グループホームについては、地域によって数に差があることから、具体的にはどのようなことかと言うと、短期入所は中央区や南区にはないという現状。あるいは相談事業所が江南区や南区で少なく、現状としては近隣の区で対応しているという状況。また、グループホームにおきましては、全区で整備はされているのですけれども、中央区、江南区では少ないといった現状など。そういったことがあることから、「住む地域などによって受けられる支援に極力差が発生しないような体制」や、「新潟市全域としての体制」となるような体制を検討する必要があると考えております。今後の協議の進め方といたしましては、自立支援協議会運営事務局会議におきまして、関係者を交えながら各区の事情を踏まえつつ全市的なバランスを考えた体制の中で協議していきたいと考えております。具体的な内容についてはこれからの協議次第でございますが、平成29年度末までの整備を目指し、自立支援協議会の場で議論を深めていきたいと考えております。

それでは、事務局からの説明は、一旦ここで区切らせていただきたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございました。今、資料1の4ページから5ページにあります五つの事業の進捗状況と課題についてご説明をいただきました。ご質問、ご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。熊倉委員、お願いいたします。

(熊倉委員)

地域生活支援拠点についての資料、裏表で4ページ分の資料を差し上げてしまいましたけれども、その内容については、ダブっておりますのであえてご説明、ご案内することは何もありません。

一つ、確認というか、お伺いしたいと考えますのは、中央区の新潟市中央福祉会が、旧湊小学校のグラウンドの跡地で整備されているものが地域生活拠点整備という、事実上生活支援拠点の内容を盛り込んだ拠点整備であったかなということを率直に思ったわけです。これは、議会で国と市の平成28年度のお金を確保できるという見通しがついたということで説明されて、現実に進んで、もう工事もかなり進みつつあって、そのように聞いております。そしてそこで

は、グループホームとか短期入所とか、それから日中の支援事業所も一つそこにやってくるといことで、そして中央福祉会の根拠でありますワークセンター日和山がすぐ隣接しているといことで、いわゆる地域生活支援拠点としてかなりの機能を集約できて役割を果たすことができる、そういう整備になっているのかなといことで大変喜んでるわけなのですが、ただ、これが平成 30 年 3 月末を目途として市町村または福祉圏域で一つ整備しようとい目標の中の 1 か所なのかとか、そのようなどころについての位置づけがまだ明確ではない状況かなと思っております、10 月 30 日の自立支援協議会の場合でもその話があるのかなと思っております、実は傍聴させていただきました。改めまして、地域生活支援拠点の新潟市といこの地域における整備の具体的な進捗の一つとして、これをどのように捉えているのかといあたりを率直にお伺いしたいと思います。

(事務局：山田)

障がい福祉課介護給付係の山田と申します。よろしくお願いいたします。

今ほど熊倉委員からご説明がありました中央福祉会でこれから整備する施設、それから新潟市の計画でこれから整備を予定しております地域生活支援拠点のすみ分けといところのご質問かと思っております。

これから新潟市が整備を目指す地域生活支援拠点につきましては、今ほどご説明させていただきました第 4 期新潟市障がい福祉計画に位置づけられているところがございます、障がい福祉サービスなどの社会資源を有効に提供できる体制の整備が必要であると考えているところがございます。緊急時の受け入れの機能といところについて、新潟市全体として短期入所の不足といところがこれまで課題として上げられていたところがございます。ただ、最近の整備の状況といたしましては、短期入所のベッドも年々整備をしていきたいといご意向をいただいているところで、少しずつ資源が整っているのではと思っております。

また、障がい福祉サービスの社会資源につなぐ部分の機能につきまして、どなたにでも社会資源が必要なときに必要な人に提供できるような体制を明確にできるような、つなぎの部分といところがもう一つ課題となっております、これから地域生活支援拠点の整備といことについて自立支援協議会の場合で議論させていただくところもあるのですが、その中で、今整備されているものが将来的な位置づけになるかといところも含めて、今後議論させていただきたいところがございます。

(島崎会長)

具体的にどのように整備されるのか、よく分からない感じがいたしますが。熊倉委員からお配りいただいた地域生活支援拠点の整備が必要とい資料の中の裏面でしょうか。障がい者福祉、新潟市における動きとい、平成 27 年活動報告参考資料の中にこれらの地域生活移行に向

けた、あるいはさまざまな地域生活、グループホームの緩和ですとか、地域生活支援拠点の整備でありますとか、そういうことが整理されたものですが、これは、熊倉委員が所属するところで作成されたものということですか。

(熊倉委員)

はい。「手をつなぐ」という育成会の広報誌があるのですけれども、何度か取り上げられておりまして、今回のものが私どもが出している中で一番まとまった情報なので、この「手をつなぐ」の3ページをコピーさせていただきました。

表になっている部分は、新潟地区手をつなぐ育成会会議で活動報告の中に載せているものの抜粋で、こういう形で今進んでいるよというような報告をしているのですけれども、ですから、地域生活支援拠点の整備については大歓迎で、ぜひどんどん進んでもらいたいと。そして、各区もこれで具体化するのかなみたいな期待もしておりまして、ただ、そのように考えたときには、地域生活支援拠点については、やはり各区のバランスをとりながら面的整備を基本としながらという、そのようなところ、それはそれでよく理解はできるわけなのですけれども、現実に中央区というエリアの中でこういう規模の施設整備が進んでいるということは受け止めつつ、では、この中央区のエリアの中でのこういった施設整備の占める位置というものを、きちんと分かるように情報共有する必要があるのではないかなという気はいたします。それは、時間が必要であれば、今日はそこまでいけないのかもしれませんが。

(島崎会長)

ありがとうございます。福祉計画の中に位置づけられていて、これは取り組んでいくべきことだとなっているわけです。地域生活支援拠点整備計画について、新潟市でこの中央区旧湊小学校グラウンド跡地に来年3月完成予定であるという状況でありますと、すでにマスタープランという形で出来上がっているものがあるわけですね。ですので、具体的に何がどのような形でそこに設置され、具体的に新潟市にとってどのような意義があって、それが今後面的な整備にどのようにつながっていくのかというようなところも、自立支援協議会で協議をして検討してということでもありますけれども、これにつきましては計画の中にも位置づけられていることですので、自立支援協議会と審議会と、やはり両輪となって一体的に協議、議論していくことだと考えます。

そういう意味で熊倉委員からもご発言があり、資料提供がされたのだと思いますので、これにつきましては、ぜひ具体的なマスタープランのようなものを、地域の中で具体的にこのような広さのこういうものができるというようなものを見せていただければと思います。このことについては、今後、そういう形で出していただくことは可能なわけでしょうか。

今の事務局からのお話でなかなか見えにくい部分があったのではないかと思いますので、何か資

料的に可視化できるものがあるといいということだと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局：田中)

先ほど説明させていただいたとおりで、まずは面的とか単独型とかいろいろありましたけれども、あの資料の可視化できるものとしてはあのような内容です。今、熊倉委員からもお話しもありましたので。今、中央福祉会で進めているのは、グループホームと短期入所ということで進めていらっしゃいますので、それはそれで進めていただくのは大変ありがたいことだと思っておりますけれども、自立支援協議会の中でその情報も入れつつまずは話し合ってみたくと思いますので、それから皆様にご報告なり何なりさせていただいて。まずそちらのほうが先行しているので、そこでの話をまずはさせていただいて、それからの展開次第で委員の皆様にもお諮りするかどうかということとさせていただきますたいと思っております。

(島崎会長)

多賀委員は、実際に障害者入所支援施設でいらっしゃいますけれども、ご意見はいかがですか。

(多賀委員)

地域生活支援拠点なのですが、今、新潟県では、上越で昨年ですか、モデルのパターンで社会福祉法人みんなできの「上越市安心生活支援事業」のところが始まりましたが、あそこは、まずは拠点をつくって、その足りない部分を面的で補っていくというような形でしたので、今ほど課長から新潟市は面的に進めていくということですが、今の私の施設の現状ですと、短期入所、生活介護の部分の稼働率が100パーセントを超えているというような状況なのです。この生活拠点の中でも緊急性のある短期入所の方を受け入れてもらいたいということが大きな部分になるかと思いますが、今の現状ですと、なかなかその部分が受け入れづらいというようなところが本心であります。そうすると、面的でするのであれば、今現状の補助的という部分ですとなかなか受け入れが難しいので、その部分で事業所によっては何床か増やすとかという形で進めていっていただくと、そう時間がかからないうちに実現してくるのではないかなと思っています。

それから、もう一つ気になっているところが、人材の確保なのだと思います。現在、うちも法人で求人をかけてはいるのですが、今のところ新規で入られる方は2名ほどしか決まっていない。この前、違う事業所の方とも話したのですが、そこも、うちもまだ2名しか決まっていないのですというような話も聞いています。なかなか福祉への人材が育っていかないということも新潟市で少し考えていただいて、いかに小学校のころから福祉とはという部分で進めていってもらおうと非常にありがたいと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございます。(8)の地域生活支援拠点についてということは、自立支援協議会で協議している部分もあるかと思えますけれども、ぜひ共有できるような形で、具体的な進捗状況について、中身が見える形でお示しいただきたいと思えます。お願いいたします。

(柏委員)

柏ですけれども、地域生活支援拠点整備についてですが、実は、温もりの会が設立したころから、女性の割と症状が落ち着いてきた人の会を毎月1回やっているのですが、保護者の方が大体80歳代くらいになりまして、集まって来るのは女の方だけの会なのですが、45歳から50歳くらいになって家族と暮らしていると。要するに病状は安定してきたけれども、親の高齢化のいろいろな問題に今度は対応しなければいけない。どちらかという、自分が世話をしていた側だったのが、していく側になって不安になって心配になる。あるいはトラブルがあって口論になったりしたときに、一時的にどこか非難するところがないかということが一つと、それから、できたら家族が住んでいたその地域に慣れているので、親を看取ってずっとそのまま続けて生きていきたいということで、では介護保険とかいろいろ入ってもらってやりましょかみたいな相談をしているのですが、そういうことが一つあります。

それから、一人暮らしの方で、アパートで暮らしているのだけれども、症状が悪くなったときに隣の音が非常に気になるとか、それは自分である程度すれば落ち着くのが分かるのだけれども、その大変なときに一泊二日安心して泊まれるところがないかということで、この前、亀田に一泊できるというところがありましたので、そこに緊急に泊まったという方がでてきます。今40歳代から50歳代くらいの方、せっきやく症状が落ち着いてきたのだけれども、家族との関係で不安でということで、一時的に具合が悪くなるということになっているので、ぜひこの会にも当事者の人はそういうことを考えているということをお伝えしてほしいと言われましたのでお伝えしていきたいと思えますが、よろしくお願ひいたします。

(島崎会長)

ありがとうございます。貴重な当事者の方からのご意見ということで、ぜひ事業に反映させる形で、進めていただければと思えます。

それでは、時間のないところで皆様からご意見をいただきたいと存じますけれども、障がい者基幹相談センターについて、本間委員、いかがでしょうか。相談員から見た課題ですとか、その解決について、何かご意見がございましたらお願ひいたします。

(本間委員)

基幹相談支援センター中央の本間です。

先ほど課長からお話しがあったとおりで、本当に課題というのは、事務局からお話ししてい

ただいたとおりにかなと思っています。

少し調べた数字で、新潟市で手帳を持っている方のうち福祉サービスを使っている人は、全体の11パーセントくらいしかいないという数字が出ています。ですので、基幹センターは、サービスにつながっている人の相談はもちろん、まだつながっていない方の相談もお受けするところでもありますので、相談の対象者は非常に広がっています。また最近では、我々で、介護保険の年齢になると介護保険につなぐケースが増えているのですけれども、介護保険の施設側が、やはり知的障がい者の方の対応とか精神障がい者の方の対応の方法が分からないということで、逆に高齢者の相談がくるということも最近の傾向としてはあると思っています。ですので、我々の対象年齢は、学校に上る前のお子さんから高齢者までということで幅広がっています。

家族の状況とか本人の状況が複雑化していたりとか、最近では刑務所から出てきた障がい者の相談も増えていますので、本当に相談がきても解決ということはなかなか時間がかかるし難しいというところで、相談はどんどんくるけれども抱え込んでいくというのが現状です。そうなのですけれども、基幹センターという名前で周知されて、病院とか学校からも相談が増えてきて、我々が求められている役割は非常に大きいのかなと感じています。

そこで課題になるのが、先ほども評価いうお話がありましたが、相談員一人一人の力量というものが求められているというところと、相談窓口はたくさんあるのですけれども、やはり地域で受け皿となってくれる社会資源がないと、相談があってもなかなか定着していかないということもありますので、我々には地域づくりという役割も求められていると思って、相談員は日々相談を受けているという状況です。

(島崎会長)

ありがとうございます。基幹相談センターの役割が非常に大きくなってきているということと、さまざまなケースに応じて各機関との連携も非常に必要になってきているというお話があったと思いますので、その辺のネットワークづくりといいますか、機関の連携を、きちんと体制づくりとしてやっていく必要があると、お聞きいたしました。

それぞれ個別にご意見をいただくということで考えているのですけれども、まず時間的なこともございますので、こころの健康センターの3点につきまして、福島所長からご説明いただいて、また皆様からご意見、ご質問等をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

(こころの健康センター：福島所長)

それでは、こころの健康センターが所管している事業についてご説明申し上げます。

まず、6ページ(1)の「地域移行・地域定着支援事業」についてです。計画でいいますと

各論の地域生活の支援というところの主な事業になります。概要としましては、長期入院を防いで、精神障がいの方が地域で暮らしやすい体制づくりをするというところでございます。

今年度の進捗状況でございますが、まず1番目の社会資源見学ツアーは、地域の医療機関や福祉事業所等を、行政の職員、医療機関職員、事業所の職員が視察するというものでございます。今年度は、昨年に加えまして視察が終わった後に顔の見える関係づくりとお互いが何をやっているのかということ把握するための意見交換を行いました。これは、今年度二日間4コースで、参加人数が119人ということで、昨年は88名でございますので約30名くらい参加者が増えているということでございます。

2番目としましては、精神科病院情報交換会でございます。こちらは、精神科病院のケースワーカーの方に参加していただき、条例に関する研修でありますとか、地域移行に関する意見交換を行いました。これを、10月に実施しております。

次に3番目、地域移行の研修会でございますが、これも10月に実施しております。多機関、多職種による事例発表、ディスカッション、グループワークを実施して、97人の方に参加していただいております。

また、4番目になりますが、ピア・サポーターによる普及啓発活動についてです。これは、精神障がいについての病気の話だけだと、どうしても偏見が生まれてしまうということで、当事者の生の姿、生の話を聞いていただくということで始めた普及啓発活動でございます。宇治委員のいらっしゃる「あどばんす」にご協力をいただきまして、中央区、東区、秋葉区の3か所で実施しております。

こういった活動を今後も続けまして、精神に障がいのある方が安心して暮らすための正しい知識の普及でありますとか、関係職員の人材育成、ネットワークづくりに取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、7ページの(2)「自殺総合対策事業」でございます。こちらは対策事業としては計画には書いていないのですが、「こころの健康推進事業」といった形で、相談支援体制の充実でありますとか、精神保健と医療施策の推進というところで計画には書いてあります。相談に関する部分として、まず、1の相談支援事業①くらしとこころの総合相談会では、精神、こころの問題だけではなくて、体の健康や家庭に関する悩みなど、幅広い問題にワンストップで対応しています。中央区に加え、今年度は東区と西区で開催します。9月末までに6回開催いたしました。昨年よりも若干増えており、40人の方に相談に来ていただいております。

次に、②こころといのちの寄り添い事業です。これは、自殺未遂をした方に関して、救命救急センターですとか生活保護の担当部署、消防や警察といった関係機関からご連絡をいただきまして、ご本人、ご家族の同意をいただいた上で、未遂した方の支援をしていく事業でございます。

ます。こちらの今年度9月末の実績としては相談実件数は31件、相談延べ件数は442件です。この事業はこころの健康センターでのアウトリーチ、訪問を中心とした支援で、件数も増えてきています。今のところは市民病院からつないだケースが非常に多いのですが、最近ですと大学病院等も増えておりまして、段々事業が定着してきている状況でございます。

また、③電話相談事業については、こころの健康センターにおける電話相談と社会福祉協議会に委託しております「こころといのちのホットライン」、また県と市が共同で実施しております「こころの相談ダイヤル」を合わせて、24時間365日の相談体制を構築しております。平日でありますと夕方から22時までをカバーしているホットラインが、4,134件で、22時以降をカバーしている県と市でやっております相談ダイヤルは、新潟市分が692件という状況です。これも順調に増えてきているというところでございます。

次に、2連携体制推進事業です。これは例年のものですが、①の自殺対策協議会、実務者ネットワーク会議等を開催しております。また、今年度の新たな取り組みとしましては、②の若年層における自殺の現状や課題等の検討を行うための若年層の作業部会を2回開催しております。これは年3回開催して、3に書いております人材育成事業につなげていくと考えております。

3の人材育成①自殺予防ゲートキーパー研修として、若年層、今回は大学生を対象とした研修会を12月に開催する予定でございます。また、若年層については、②ですが、教育委員会と共同で研修会を行います。内容は児童・生徒についてであり、出席していただくのは学校の先生になります。この研修会を、1月に開催する予定にしております。また、③になりますが、医療・福祉関係者を対象としまして、これは先ほど申し上げた寄り添い支援事業、未遂者のケアを軸にした研修会を2月に開催する予定でございます。

次に、4の普及啓発事業になりますが、これは、9月2日に新潟駅前で自殺防止街頭キャンペーンを行いまして、啓発資材等を関係団体の皆様と一緒に配布しております。

また、5の民間団体支援としては、「いのちの電話」に対する運営費の補助などを行っております。

今後も相談会でありますとか寄り添い支援事業とか、そういったところに一人でも多くの方がつながるように、啓発普及に努めていきたいと考えています。

次に、8ページ(3)「精神科救急医療システム事業」になりますが、これは、計画の中では各論の2の「保健・医療・福祉の充実」にかかる事業でございます。この概要としましては、緊急に医療を必要とする方に対しまして、病院の輪番制により精神科救急を確保するということと、精神科救急情報センターにおいて、平日夜間、休日の消防や警察等の関係機関からの電話に対し、救急患者トリアージでありますとか入院先の調整をしております。また、精神医

療相談窓口では、関係機関ではなく、一般の方から 24 時間 365 日の相談を受けまして、受診可能な医療機関等をご紹介するということをやっております。

こちらに関しましては、相談件数は記載のとおりでございますが、救急情報センター、医療相談窓口とも、昨年より若干増えているというところでございます。

救急システムそのものは以前からやっておりますが、相談窓口はまだ新しいものでございますので、今後もパンフレットの配布等、周知啓発に努めていきたいと考えているところでございます。

精神保健福祉関連としては、以上でございます。

(島崎会長)

ありがとうございます。こころの健康センターの取組みについて、3 項目ご説明いただきました。これについてはいかがでしょうか。宇治委員、何かございましたらお願いいたします。

(宇治委員)

宇治です。

私、先ほど説明がありましたように、地域移行、地域定着支援事業の中でのケアサポーターによる普及啓発活動の中で、うちのメンバーと一緒に当事者の方と 3 か所を回らせていただいて、障がいのある人が地域で生活する上での生活のしづらさの部分をご本人たちがお話するという機会を与えていただいて、一緒にお話しさせていただきました。その中で、やはり書面とか私たち専門家が話すよりも、やはり当事者の方が生の声で皆さんに伝えるということがどれほど理解につながるかということをしごく感じましたので、そういう機会をどんどん増やしていただくとありがたいと思ったのと、終わった後のアンケートの結果を見させていただいたのですが、案外理解されていなかったのだなど。説明によって理解されたということもあるのですが、やはり民生委員の方とか実際に障がい者の方とかかわっている支援者の方も、あまり分かっていなかった現状があったのだなどということをしごく感じました。その部分で、先ほどもお伝えしましたように、当事者の方に前に出ていただいて生の声を聴かせる機会をどんどん増やしていただきたいと思いました。

それから、先ほど関係者がまだよく理解されていないという部分で、やはり生活する上で、精神障がいの方がヘルパーを利用したりという機会も多くあるかと思うのですが、そのヘルパー自体が精神障がいの方を理解できていない、分からないということでもうまくかかわれなくて、かかわれないから段々支援から遠のいていくというような部分も現状にあって、その部分も関係者にも理解していただくという機会を増やしていかないといけないのだと感じております。

それから、地域移行と地域定着の部分で、課題のところでもネットワークの構築に取り組んでいく、その強化に努めたいとありましたけれども、実際に医療機関の方たちが地域移行とか地

域定着支援の仕組み自体をどこまで分かっているのかなというか、実際に医療機関の方が長期入院の方を退院させたい、地域に向けて退院させたいといったときに、そういう支援事業所があつて支援する事業者がいるのだけれども、そこにうまくつなげていけないという現状も、もしかしたらあるのではないかなと思っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。上路委員、医療というお話が出ましたけれども、いかがでしょうか。

(上路委員)

歯科医師会の上路と申します。

歯科の世界でも医科の世界でも患者さんがいらっしゃれば、口の中が痛ければ歯医者に来て、実はあごの関節が悪くて整形外科に送ったりとか、耳鼻科に行ったけれども歯科医に送られてきたりとかということは、比較的分かりやすいと言ったら分かりやすいところがありますけれども、ことこのいわゆる障がいに関しては、やはり非常に分かりにくい。例えば、先ほどお話があつたこころの健康センター関連にしても相談窓口がたくさんありまして、例えばこころのいのちのホットライン事業とこころの相談ダイヤルと合わせてという話になっていますけれども、どちらに相談すればいいのかと。あるいは精神科関連の話になると、先ほどの精神科救急医療システム事業などのところにも相談窓口があつて、そして自殺に関するほうにも相談窓口があつてということで、一体全体どこに相談すれば一番分かりやすいのか。ワンストップであればそれが一番いいのですけれども、今どんどん細分化されているという現状もあつて、それぞれの施設で職員の研修会をやつてというような、何かすごく、恐らくですけども、やはり職員の方々は転勤があつて別な部署に行くと、そうするとまたそこで研修を受けると。何か、非常に分かりづらい上に無駄もたくさんあるのではないかなという印象を受けております。我々も、医療の現場で相談する際に迷うケースはとても多いと思いますので、どうかしてもう少しすっきりできればいいのではないかなと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。今、こころの健康センターからのご説明に上路委員、それから宇治委員からご意見をいただきましたけれども、福島所長から何か説明をいただけますでしょうか。

(こころの健康センター：福島所長)

相談窓口の件は本当におっしゃるとおりで、24時間365日のところで、もともとあつたところに加えてそこにいろいろなほかの予算を使つたりして人をつけたり、また民間に委託したりして、段々つなげ、つなげでやつてきて全部をカバーするという形になってきましたので、いろいろなものが並立しているところで分かりにくいというところがありますので、これはすぐの解消は難しいと思うのですが、時間をかけてなるべく分かりやすいように効率的にしてい

たいと思っています。

また、相談対応に関しては、一つの番号にかけると、昼間はこころの健康センター、夜はホットライン、遅い時間帯は相談ダイヤルというように割振りがされるようにはなっておりますので、そういった部分をもう少し強化してなるべく分かりやすいようにしていければいいと思っております。

また、総合相談会とか、確かに弁護士相談などもやっているのですが、いろいろな多機関がいろいろな側面から相談をやっているということもありますので、これもなかなか効率化は難しいとは思いますが、そういったものを分かりやすい冊子にまとめたりとか、一つのところにつながったらお互いが一番適したところにつながっていくような流れをつくったりとか、そういうネットワークをつくったりということも自殺の実務者ネットワーク会議の中でやったりしていますので、おっしゃる課題はなかなか早期には解決できないとは思いますが、そこは一步ずつ分かりやすく一番適したところになるべく早く、たらいまわしにしないようにする体制というものをつくっていければと考えております。ご指摘ありがとうございました。

(島崎会長)

ありがとうございます。先ほど柏委員と宇治委員からもありましたが、やはり当事者の思いをどう受け取るかということと、それをサポートする人たちが精神障がい者の状況をどれだけ理解しているかという、そしてそれを適切などころにつなげていくということだと思います。今後、当事者の方のご意見を聞く機会も、このような場でもつくれたらなと思っております。貴重なご意見ありがとうございました。

3時までというところで時間が少し足りなくなってきましたのですけれども、今日の議事につきましては、第3次障がい者計画、第4期障がい福祉計画の進捗状況についてということで、現状と今後の課題についてそれぞれご説明をいただき、またそれぞれ取り組んでいらっしゃるなどとの関係委員からもご意見等をいただきました。

もっとご意見をお聞きしたいところですが、強度行動障がいの職員研修につきましても計画の中に今期きちんと位置付けて入れたという部分もありますが、これはまた機会をいただいて多賀委員からお聞きできればと思っておりますし、相談センターについても宇治委員からもお聞きできればと思います。それから、数が増えている放課後等デイサービスについても広岡会長、それから丸山委員、すでに事業として取り組んでいらっしゃるのです、またご意見をいただければと思っておりますけれども、時間の関係で改めてご意見をいただく機会をと思っております。

自立支援協議会の広岡会長から、時間がいないところなので少し、この計画に関して一体的に協力してやっていかなければいけないということになりますので、ご意見とご感想をいただけ

ればと思います。

(地域自立支援協議会：広岡会長)

まず一つに、4ページの(5)の強度行動障がい者の支援職員育成事業、こちらに関しても私どもの職員も参加させていただきまして、本当に普段分からないことが分かったとか、いい研修だったということ報告を受けておりますので、こういった事業をやっていただいております。ありがとうございます。

それから、放課後等デイサービスに関しまして、本当にいろいろな問題等が、今市内に40か所ありますので、その横のつながりとか、そういったものも今つくって、ネットワークというような横のつながりをつくって、皆で情報共有していこうかということも今検討されているような形です。

それから、地域自立支援協議会の会長といたしまして地域生活支援拠点整備について、こちら、先般の協議会のときにも話し合われました。そこで、以前から話はあったのですけれども、まだまだ具体的にこの対策をしようとか、そういったことは自立支援協議会で話されておりせん。いずれにしても平成29年度末、平成30年3月末までにプランを作って、今後やっていきたいと思います。私が聞いている部分では、全国の9割がまだノープランだという話を聞いておりますので、今後自立支援協議会でもいろいろなことを話し合っていきます。前回の自立支援協議会でも部会をつくって真剣に話し合っただけで今後もしようではないかという話が出ました。あと1年余りなのですけれども、いずれにせよ最後は決まっておりますので、私個人の考えなのですけれども、一つの拠点だけではなくて、先ほど熊倉会長代理からも話がありました一つの区だけではなくて、いろいろ二つでも三つでも拠点整備を行って、人口の多い新潟市として、本当に障がい者が住みやすく、高齢になっても、また子どもも、お年寄りも、いろいろな方々が地域で生活しやすいような地域生活支援拠点の整備に向かって、自立支援協議会でも頑張りたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

(島崎会長)

ありがとうございます。8区の現状ですとかニーズですとか、それらが広岡会長の地域自立支援協議会に集約されていくと思ひますので、それらと情報共有しながら一体的に一緒に取り組んでいけたらと思ひますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

1の議事につきましては、委員の皆様からいただきましたご意見、ご提案を市の施策に反映させていくということを確認して、一応、今日は議事を締めさせていただきますと思ひますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

3. 報告事項

相模原市の障害者支援施設殺傷事件に係る新潟市の取り組みについて

(島崎会長)

それでは、続きまして、報告事項に移らせていただきたいと思います。「相模原市の障害者支援施設殺傷事件に係る新潟市の取り組みについて」、資料をお読みいただいていると思いますけれども、事務局から簡単にご説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

(事務局：田中)

それでは、事務局からご説明いたします。次第3、報告事項といたしまして、今年7月に相模原市で発生いたしました障害者支援施設における殺傷事件に関連する本市の取り組み状況についてご報告をいたします。お手元にあります資料2をご覧くださいと思います。

ご承知のとおり、事件は7月26日火曜日の午前5時過ぎ、神奈川県相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」で発生し、19人もの利用者が殺傷されるという非常に痛ましい事件でございました。これを受けまして、新潟市といたしましては、当日朝の早い段階から対応を開始し、まず市内に10か所ある同種の施設に対しまして電話による注意喚起と状況確認を行い、同日中に市内の全障がい福祉施設300か所以上に対しまして安全確保を依頼する文書を発出し、迅速な対応をしたところでございます。

また、その後、この事件を契機といたしまして、市独自の取り組みといたしましてさまざまなことを行いました。一つには、市民の皆様へ障がい者への理解をより深めていただくことを目的とした記事を、「市報にいがた」に掲載することといたしました。単発的ではなく継続的に働きかけたいということもありまして、4回掲載するという決めでさせていただいたところでございます。記事の内容といたしましては、防犯対策の研修や共生社会に向けたイベントの案内などのほかに、有識者から寄稿していただいたコラム、4人の方々からのコラムの掲載ということでございます。すでに皆様も目にされていると思いますけれども、8月21日号、10月23日号の2回コラムを掲載しているところですが、続けて11月20日号、11月27日号への掲載も予定しているところでございます。

また、市独自の取り組みとして、8月24日と25日の二日間に渡りまして、新潟県の県警本部と連携いたしまして実演を交えた防犯対策等の研修会も開催したところでございます。市内の全事業所に開催を案内いたしまして、合計131施設の方からご参加いただいたところでございます。参加いただいた方々のアンケートの結果からは、大勢の方から非常にためになったと、そのような意見をいただいているところでございます。

また9月には、全国の政令市と東京都で組織する「二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議」として要望書をまとめ、厚生労働省に提出いたしました。その要望書につきまして

は参考資料7としてお付けしておりますが、後で見ていただければと思います。簡単に説明させていただきますと、要望内容は、施設の防犯に関する指針等を示すことと、施設の防犯設備の設置等について補助するために十分な予算措置を確保するということについてでございます。資料1のところの説明したとおりでございますけれども、10月には国の第2次補正予算が可決されまして、社会福祉施設等整備費補助金として総額118億円が予算措置されました。この中には防犯カメラの設置等、施設の防犯対策に係る補助も含まれているところでございます。市内の事業者に募集した結果、7施設、先ほどもご説明しましたが、入所5施設と通所2施設、合計7施設からの整備要望がございまして、現在国と協議を進めているところでございます。

また、資料にはございませんけれども、今年24日に開催される指定都市市長会議におきまして、指定都市市長会として「障害者が安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた共同宣言」が出される予定でございます。

今後は、引き続き共生社会の実現に向けた周知・啓発を継続していくほか、防犯に関する国のガイドラインが示され次第、市内各事業所に情報提供を行っていきたいと考えております。以上で、報告を終わります。

(島崎会長)

ありがとうございます。今、課長からお話がありましたように、市としても継続的に取り組んでいくという方向でのご報告だったと思います。ありがとうございます。

このことについて、それぞれ施設をお持ちの関係委員もいらっしゃると思いますが、うちではこのような防犯に関する取り組みをしているとか、このようなことで地域に働きかけたということですか、何かございましたらご意見をいただければと思います。どのようなことでもよいですけれども。多賀委員、宇治委員、熊倉委員、何かございますか。柏委員、お願いします。

(柏委員)

事件発生の1番のところ「19人死傷」と書いてありますけれども、そのことにつきまして、19名死亡で27名が負傷したということですので、それを1点お願いしたいと思います。

それから、私の考えなのですが、一つお話ししたいと思うのですが、当事者の側からしますと、元職員の犯行だということが一つ非常に大きな心の傷になったということもありますし、それから優生思想というか、いろいろな面で、仕事についてもそうですけれども、障がいがあると生きてはいけないみたいな、そういうことが一部で広がっているということでの辛さ。それから、被害者の氏名を公表しないというその事情です。家族の事情という、本人を悼むよりもその家族が分かることによって、親せきやその家族を巡る問題の、地域やそういうところで改めて差別的な扱いを受けるのではないかとこの恐れが家族に非常にあるということがあつ

て公表できなかつたと聞いているのですが、そういう一般の私たちの中にあるいろいろな面での具体的な差別をしなくても心の中にまだあるようなものがあぶり出されたというところもあるのではないかと思いますので、そういう点での取組みもこれからやっていかなければいけないのではないかとということを感じました。

この事件の後にドイツのナチスの問題、全員がガス室に送られるその前の段階で、精神病患者さんが試験的にガス室に入れられて殺されたということがテレビで報道されていまして、そのような面も含めて、非常にこの問題については考えなくてはいけないということを感じました。

それから、大規模な施設に預けている家族の方が、本当に預けられている方が人として尊重されるような扱いをされているのだろうか。人数の確保というのでしょうか、職員の数も少なく、あるいは知識もあまりなくて入っているというような、間に合わせの人数合わせみたいなことが現状にあるのではないかと。その方は福祉にかかわってきた人なので、自分たちは何十年も前にそういう施設をつくる時に必死に、テレビでやっていましたけれども、この子たちを光という考え方で頑張ってきたけれども、それがいつの間にかこうなってしまったということに対して、自分たちは何をやっていたのだろうかということも言っていましたので、非常に深い問題があると思います。これからずっと取り組んでいていただきたいと。整理できませんけれども、そのように感じましたので、よろしく願いいたします。

(島崎会長)

ありがとうございます。

(熊倉委員)

熊倉ですが、関連で申し上げたいと思いますけれども、私たち知的障がい者の団体「手をつなぐ育成会」としては、問題点は二つあるかなと。それは、柏委員がおっしゃったように、匿名の問題なのです。やはり子どもは、善意でもって結果として押し潰されてしまったのかなと考えているのです。警察は、やはりそういう配慮があってそのようにしたのであるし、そういう話の仕方をして、保護者もそのように応じたのかなということがあつたのですけれども、実際に、本当に、一人一人の人権というと、名前のない存在というのは個の尊厳が最初からないということなのです。それは私どもの内部で言うと、やむを得ないのかなというのが、リアリストである女性の意見だつたとは思っていますけれども、名無しの存在にされるということは、これは初めから個の尊厳というものが出発点としてこの社会に定着していないということだと思っております。やはり、目に見える姿が社会を変える力になつたということで、これは、手をつなぐ育成会ではそのように言っております。

具体的には、その映像を最初に公開した方とか、それから地中海を渡つたあの子どもの画が

動かしたとかということがいろいろあるわけですが、それは、生きている名前のある人がこういうことなのだということで行動されることによって世の中を変える、そういう力になるのだということのように思っております。

それから、まさに柏委員がおっしゃったとおり、職員の方の、もしかしたら施設勤務の経験の中で反人権思想というものが生まれてくるような、そういうことがあり得るのではないかと、今、私たちに突きつけられているような気がいたします。考え過ぎかどうか分かりませんが、袖ヶ浦センター事件というものがありませんけれども、これは千葉県の事業団の話なので、そこは、やはり県の事業団でいろいろな条件がよかったはずなのに、虐待防止の仕組みもあったはずなのに、何も機能しなかったのです。ベテランの職員が、技術的な障がいの子の生来のものとして受け止めて、専門性も何も発揮しないで、本当にこれは虐待、殺人事件だと。関係者が6人ほどいたはずなのに、一人だけが有罪になって、あとの5人の責任は非常に軽く済まされていて、本当に理不尽な事件だと思っております。

私、ペーパーを2枚出しました。一つは、その真ん中あたりにまさに糸賀一雄先生の「この子らを世の光に」というものがありまして、本当に、ネットで書いておられる書評の飯田さんいわく「障害をも包含した人としての尊厳を踏まえ、子どもたち一人ひとりが自己実現していくことに関与する指導員としての重責を自覚しました」とお書きになっておられます。

いろいろ書き募っておりますけれども、最近のメモをまとめたものなので読み捨てていただいてけっこうなのですが、今、これに関して少し考えていることは、やはり利用者と対等の関係にあることというのを忘れないで、一人一人の意向に発して、一人一人の理解と評価を得て、一人一人の自立に資するという、そういう希望をきちんとやっていただいていると思いますが、その一人一人自分が自己肯定感というものを持てるという、そういう素晴らしい日常が作り出されていて、その中で成長するというシステムだと思っております。

もう一つ、1枚ありますが、「五つの力」というものと「一人で乗りたい」というものが、そして真ん中に「意思決定支援」と「意思疎通支援」とあるのですが、生活介護、あるいは自立支援も相談支援も、そういったものを貫いているこの法律の一番最初の目的の本文のあたりに、老人福祉の場合と障がい者福祉の場合と何が違うのかといたら、障がい者福祉の場合は生産活動とかあれだとかと書いていますけれども、やはり社会生活ができるようにする日常生活の技術を修得するとかという、そういうものもあるのです。老人のほうは今ある状態をケアするというので、これから社会生活を立てていくというような部分は当然ないわけなのです。その辺を考えたときに、昔はこの人たちが世の中に出ていくために、笑顔だよ、あいさつだよというようないろいろなことをやっていたという部分が、もしかして生活介護というように変わって重度の人でもきちんと見てもらえる時代だなと思って、その一方で、しかし現実にバスが

使えるようにしていくというようなサービスを実践しているような事業所はあまり聞いていないということもありまして、そういうところは、もしかしたら一人一人をどうやって輝かせようかという、その専門性を発揮しようというような、そういう空気が横溢しているような、そういういい職場でありたいなど。もしかして、支援員だから給料をもらっているけれども、あまりおもしろくないとか辛いものだけで、専門性を発揮してこのようにしてやっているのだというような日常を見せて、そして支援員が育つようなところ。すみません。少し長くなりましたので終わります。

要するに、天国を考えているわけですがけれども、意外とそういうところの職場に配属されていろいろやって、手掛かりがあって好循環を体験したら、支援員も定着するし立派な後輩もどんどんあるような気がして、これは利用者の方と支援員との好循環になってくるのではないかなということをおもってございまして、やはり万が一にも疲れた親であってはいけないという部分もひとつ反省させられましたが、もう一つは、やはり親も遠慮しないで、本人とも職員ともかわりあっていくという、そのもう一つの責任を私たちは考えた次第です。

(島崎会長)

ありがとうございます。柏委員と熊倉委員から、それぞれご意見をいただきました。審議会の委員の皆様それぞれが、このことについて自分事として引き寄せて、どうあるべきか、そして社会に何を求めていくかということが、お一人お一人の中におありかと思っておりますし、それが必要なかと思っております。このことについては、新潟市の障がいのある人たちへの施策の取組みの中で継続的に検証していく中で、やはり起ってはならないことを起こしてはならないと言いますか、新潟市として、一人一人の市民がそのことを意識していけるように、最初の議事の一つにありましたけれども、条例をつくった、それをどう新潟市の中できちんと定着させていくのかということと併せて、障がい理解というところ、本当に人権を守っていくという今のお二人の委員のお話を胸に置きながら事業として取り組んでいくということが求められるのかと思っております。そういう周知の場面でも、ぜひこの資料2で報告事項としてご説明があったような取組みについてもご紹介いただければと思います。

3時までということですが事前にお話ししていましたが、皆様から活発に貴重なご意見をいただくことができました。時間も過ぎておりますので、このことにつきましては継続的にいろいろなところでご意見をいただければということと締めさせていただきます。

4. その他

(島崎会長)

その他のところですが、「スタートライン」というこの資料が配布されて、柳委員からPRしたいということで事前にいただいておりますので、最後に一つ、ご説明いただければと思います。

(柳委員)

皆様、ご苦労さまです。今日、PRしたいのは、青い色の用紙で皆さんのところに配られていると思います「スタートライン」という映画です。11月19日から12月2日までの間、シネ・ウインドにて、時間等は裏に書いてありますとおりです。

どのような内容かと言いますと、ろうの女性の方、映画監督です。名前は、今村さんといいます。映画監督の方です。沖縄から北海道まで、自転車で行きました。自分はろうで一般の方とのコミュニケーションが難しい、いろいろな苦しみを抱えてストレスも重なり、自分の自転車にそれを記録として、監督として残していくというような映画になっています。

ろうにとってコミュニケーションがいかに大切か、難しいかということ、皆さんも映画を見て理解していただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

(島崎会長)

ありがとうございます。ぜひ、お時間をみつけてシネ・ウインドに行っていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、今年度第2回の審議会はこれで終了ということになりますけれども、ご発言いただけなかった委員の皆様、申し訳ございません。また、それぞれお気づきのことをお持ちの委員の方もいらっしゃると思います。日常でのことですか施策の状況について、障がい者施策審議会に対する意見という用紙がございますので、ぜひご提案、ご意見、ご感想等、どのようなことでもけっこうでございますので、事務局にご提出いただけますようお願いいたします。

お忙しいところ長時間にわたる会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。時間を過ぎてしましまして申し訳ございません。次回、3月くらいに3回目を予定しておりますので、ぜひ、またご出席いただければと存じます。それでは、マイクをお返しいたします。ありがとうございました。

5. 閉 会

(司 会)

ありがとうございました。島崎会長には長時間に渡る議事進行、また、委員の皆様には活発なご発言をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、平成28年度第2回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。